一　許可届出使用者　製造、輸入、受入れ又は払出し
二　表示付認証機器届出使用者　受入れ又は払出し
三　届出販売業者又は届出賃貸業者　輸入、譲受け（回収、賃借及び保管の委託の終了を含む。）、輸出又は譲渡し（返還、賃貸及び保管の委託を含む。）

5　許可届出使用者は、前項の規定により報告を行つた特定放射性同位元素の内容を変更したとき又は当該変更により当該特定放射性同位元素が特定放射性同位元素でなくなつたときは、その旨及び当該特定放射性同位元素の内容を別記様式第五十二により変更の日から十五日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。この場合において、一連の行為として受入れ又は払出しを行つたときは、前項の報告を併せて行うことができる。

6　許可届出使用者又は表示付認証機器届出使用者は、毎年三月三十一日に所持している特定放射性同位元素について、別記様式第五十三により、同日の翌日から起算して三月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

第三十九条に次の一項を加える。

8　第二項及び第三項の報告に係る書面の提出は、当該報告に係る所在地等が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第二項及び第三項の報告をする場合には、水戸原子力事務所長を経由しないで報告するものとする。

第四十一条中「別記様式第五十一」を「別記様式第五十四」に、「別記様式第五十二」を「別記様式第五十五」に改める。

第四十二条第一項中「別記様式第五十三」を「別記様式第五十六」に改める。

様式第一から様式第二十三までを次のように改める。

様式第一（第２条関係）

整理番号　（注１）		

放射性同位元素
放射線発生装置の使用許可申請書

正本には、所定の金額の収入印紙をはり、消印をしないでください。

年　月　日

文部科学大臣　殿

氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第３条第１項の規定により放射性同
放射線発位元素
生装置の使用の許可を申請します。

氏名又は名称	
法人にあつては、その代表者の氏名	
住所	郵便番号（　　） 都道 府県 電話番号（　　）

工場又は事業所	名称	
	所在地	郵便番号（　　） 都道 府県 電話番号（　　）
事務上の連絡先	名称	
	所在地	郵便番号（　　） 都道 府県 電話番号（　　）
	連絡員の氏名（注２）	所属部課名（　　） 電話番号（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）
使用の内容（注３）	イ　密封されていない放射性同位元素の使用　ロ　密封された放射性同位元素の使用　ハ　放射線発生装置の使用	

様式第一中別紙様式イ

密封されていない放射性同位元素

種類及び数量（注４）	核種				
	物理的状態（注５）				
	化学形等（注６）				
	年間使用数量（注７）				
	３月間使用数量				
	１日最大使用数量				
使用の目的					
使用の方法					
使用の場所（注８）					
位置	地崩れのおそれ				
	浸水のおそれ				
	周囲の状況				
形態		建築物　居室　その他（　　）			